	3　中小企業新事業活動促進法に基づく異分野連携新事業分野開拓計画（中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）の認定を受けた農商工等連携事業計画をいう。）の認定を受けたプロジェクトに係る契約関係による責任主体が確立された連携体を構成する者 4　中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）に基づく地域産業資源活用事業計画の認定を受けた者 5　上記1～4に該当しない者であって、新たに経営多角化又は事業転換を図る者	五	経営革新又は異分野の中小企業と連携した新事業分野の開拓等により市場の創出・開拓（新規開業を含む。）を行おうとする者で、中小企業新事業活動促進法に定める認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受けている者	六	1　卸売業、小売業、飲食サービス業及びサービス業のいずれかの事業を営む者又はこれらの者を構成員とする事業協同組合等 2　中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第百一号）に基づく商店街整備等支援計画の認定を受けた者及び中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）に基づく特定民間中心市街地経済活力向上事業計画又は特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の認定を受けた者 3　中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成十八年法律第三十三号）に基づき、経済産業大臣から特定研究開発等計画の認定を受けた者 4　中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律に規定するものづくり基盤技術を活用した新製品・新技術の開発及び当該開発の成果に係る販路開拓等に取り組む者 5　下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）に基づく特定下請連携事業計画の認定を受けた連携体を構成する者	中小商業者・サービス業者等の経営の近代化及び流通機構の合理化並びに中小企業者のものづくり基盤技術の高度化の促進並びに下請中小企業の振興を図ること		
	1　過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号。以下「過疎法」という。）に定める過疎地域において雇用される設備を取得する者 2　半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）に定める半島振興対策実施地域において雇用創出効果が見込まれる設備を取得する者	八	経済の構造的変化に適応するために海外展開を行う者	七	情報技術の普及及び変化に関連した事業環境の変化に対応するための情報化投資を行う者	中小企業における情報技術の普及及び変化に関連した事業環境の変化に対応するための情報技術の活用の促進を図ること	経済の構造的変化に適応するために中小企業が行う海外の地域における事業の開始等を支援すること	地域における中小企業者の企業立地等の促進、当該地域の改善、共同化及び地方公共団体との連携等により、当該地域経済の活性化を図ることと並びに当該地域における産業振興の促進等を通じ、当該地域の雇用の促進等を図ること

	3　離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）に定める離島振興対策実施地域において雇用創出効果が見込まれる設備を取得する者 4　奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）に定める奄美群島において雇用創出効果が見込まれる設備を取得する者 5　小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）に定める小笠原諸島において雇用創出効果が見込まれる設備を取得する者 6　山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）に定める振興山村において雇用創出効果が見込まれる設備を取得する者 7　豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）に定める特別豪雪地帯において雇用創出効果が見込まれる設備を取得する者 8　過疎法に定める過疎地域を市町村数で百分の三十以上含む広域市町村圏内の非過疎市町村、又は、過疎地域に隣接している非過疎市町村において雇用創出効果が見込まれる設備を取得する者 9　法律第百十二号）に基づく工業等導入地区において雇用創出効果が見込まれる設備を取得する者 10　1～9以外の地域において雇用創出効果が見込まれる設備を取得する者 11　新たに雇用を行う者又は雇用調整助成金等に係る実施計画の届出が受理された者 12　国又は地方公共団体によって造成された工業等団地に立地する者 13　集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号）で定められた集積区域において、企業立地計画又は事業高度化計画の承認を受けた者並びに指定集積業種に属する事業を行う者及び行おうとする者 14　地方公共団体が推進する施策に基づき地域活性化に取り組み、かつ、地域活性化に資する事業を行うものとして地方公共団体が認める事業を行う者 15　地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二十三号）第十条に基づく実践型地域雇用創造事業における雇用拡大メニュー又は人材育成メニューを受講し、同事業において開発した商品・ノウハウ等を活用して創業、又は新事業の開拓を行おうとする者であって、新たに雇用を行う者 16　最近の決算期等における雇用者に対する給与等の支給額を前年同期と比較して増加させる見込みがある者であり、今後も増加させる見込みがある者				